

美郷町専門系事務職場誘致促進事業委託業務プロポーザル実施要領

1. 実施の目的

本業務は、本町の人材提供能力及び就業環境や地域特性など立地環境の調査を行い、ターゲットとする誘致企業群を定め誘致戦略及び誘致ツールを作成するとともに、対象企業へのアプローチや視察受入れを通じて、専門系事務職場誘致体制を構築するため、公募型企画提案募集方式（プロポーザル方式）により受託候補者となる業者を選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

美郷町専門系事務職場誘致促進業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和2年3月16日まで

(3) 業務内容

別紙1「美郷町専門系事務職場誘致促進事業仕様書」のとおり

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（企画提案参加者）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

②告示の日から企画提案の日（後述）までの間に、国、島根県、美郷町及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。

③全ての税金の滞納がないこと。

④複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

⑤美郷町暴力団排除条例（平成23年美郷町条例第25号）に規定する暴力団員または暴力団関係者でないこと。

(3) 国や他自治体において企業誘致（関連）業務に携わった実績、若しくはその能力を有していること。

(4) 業務の実施に必要な体制（スタッフ、使用ツール等）を確実に確保ができること。

4. 募集に関するスケジュール等

プロポーザルの実施にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書（様式1）を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和元年8月29日（木）～令和元年9月24日（火）正午 ※企画提案説明書は、美郷町ホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の担当部署で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出期限	令和元年9月10日（火）17時 ※企画提案に参加しようとする者は、企画提案への「参加表明書（様式1）」を持参または郵送により1部提出すること。 ※持参する場合の受付時間は、9時から17時まで（土・日・祝日は除く。）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) 参加資格通知予定日	「参加表明書（様式1）」の受理後速やかに通知する。
(4) 質疑の受付期間	令和元年8月29日（木）～令和元年9月5日（木）17時 ※質疑がある場合は、「企画提案質問書（様式2）」にて持参またはFAXにより提出すること。なお、FAXにより提出したときは、担当部署に電話で受信確認をすること。
(5) 質疑の回答予定日	令和元年9月6日（金） ※回答は、美郷町ホームページに掲載する。ただし、ノウハウや提案に係る事項については、個別にFAXにて回答書を送付する。
(6) 企画提案書提出期限	令和元年9月24日（火）正午 ※提出手法は下記5を参照

(7) 提案者プレゼンテーション及び審査会予定日	令和元年9月30日(月) ※プレゼンテーションの時間及び場所(美郷町役所(予定))については、参加表明書提出者に別途通知する。 ※審査手法は下記6を参照
(8) 受託候補者の決定	令和元年10月上旬(予定)
(9) 提出先及び問い合わせ先	美郷町役場 産業振興課 担当:山根、漆谷 〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168 TEL:0855-75-1214 ・ FAX:0855-75-1218

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・「企画提案書(様式3)」により作成する。 ・HPに公開しているword以外のソフトで作成しても良いが、必ず様式3の1～6すべての項目に沿って作成すること。
(2) 提出方法	・計8部提出すること。 ・令和元年9月24日(火)正午までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) その他の書類	・見積書を1部提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。 ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。 ⑤虚偽の内容が記載されているもの。 ・本企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。

	・本要領に基づき提出された書類は返還しない。
--	------------------------

6. 審査方法等

(1) 審査方法	・審査会において、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	別紙2「美郷町専門系事務職場誘致促進業務評価基準」のとおり
(3) 応募者への採否通知	令和元年10月上旬（予定）に、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約を締結した日～令和2年3月16日
(2) 委託料上限額	4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%とする。）
(3) 契約方法	受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成する。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、町に帰属するものとする。
(7) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(8) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。